

## 長泉町小地域福祉活動推進事業実施要綱

### 1 目的

誰もが安心して生きがいのもてる生活が送れる地域にしていくために、身近な生活の場で起こる課題を住民が力を合わせ、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）などと協力しながら、お年寄りや体の不自由な方、こどもたちなどを地域ぐるみで見守り、お互いに助け合うことで地域力を高め、連帯感と活力あふれる地域社会づくりを目指すことを目的とする。

### 2 活動の目標

地域の要支援者に一番身近な区において、「発見」「声かけ」「助けあい活動」を実践し、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目標とする。

### 3 活動の推進

- (1) 実施地区は、組織内に福祉活動を担当する社協協力員を設け、関係機関・団体等と連携を図り、活動を推進する。
- (2) 社協は、この活動を推進するために次の事業を支援する。
  - ① 実施地区が活動展開に必要とする関係機関・団体等の連絡調整に関すること。
  - ② 実施地区が企画・計画する研修会、講習会に関すること。
  - ③ 活動の普及に必要なパンフレット、資料等の配布に関すること。
  - ④ 実施地区に対する活動費の助成。
  - ⑤ 福祉協力員等に対する研修事業。

### 4 活動の実施主体 各区（自治会）

### 5 活動の実施地域 各区（自治会）単位。

ただし、事業内容によって複数の区が合同で活動を実施することは差し支えないものとする。

### 6 活動内容

- (1) 健康づくり  
関係機関の指導による健康づくり事業や体操・運動などを実施する。
- (2) 話し相手、ご近所さん活動
  - ① 一人暮らしの方などの話し相手や趣味の交流。
  - ② ゴミ出し、清掃、買い物など短時間の手伝い。
- (3) イベントの開催、学習会の開催
  - ① 健康・福祉、交通安全、生活全般に関する学習会

- ② スポーツや日帰り旅行
- ③ お花見会、クリスマス会など季節行事

(4) サロン活動

一人暮らし、普段あまり外に出歩かない高齢者、子育て中の方などに地域の公民館などを利用して定期的に憩い、交流の場をつくる。

(5) 見守り・安心活動

- ① 地域の中で、声かけや防犯・安否確認のための見守りを行う。
- ② 近隣を中心に見守りメンバーを決めて定期的に要支援者宅を訪問する。
- ③ 災害時における要支援者に情報連絡や援助が行える体制をつくる。

(6) 相談活動

誰もが困った時に気軽に相談・連絡ができる体制をつくる。

(7) 情報発信

広報、啓発活動を通じて、小地域福祉活動についての情報発信を行う

(8) その他

上記以外に地域が必要とする事業

## 7 助成金

事業を希望する区に対して、年間 50,000 円を限度に助成する。

## 8 助成金の交付手続き

(1) 助成金の申請

助成金の交付申請は、交付申請書（様式第 1 号）に事業計画書（様式第 2 号）と助成金請求書（様式第 3 号）を添えて社協に申請する。

(2) 助成金の交付決定

助成金の交付申請があった場合は、審査し、助成金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知する。

(3) 事業報告

翌年度 4 月 30 日までに実績報告書（様式第 5 号）を社協に提出する。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。